

交 指 甲 達 第 2 号
平成31年3月11日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

緻密な交通事故事件捜査の推進について

悪質な交通事故事件、事故原因の究明が困難な交通事故事件等については、ち密な交通事故事件捜査の推進について（平成21年交指甲達第18号。以下「旧通達」という。）により、交通指導課に交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官を設置し、組織的かつ重点的な捜査及び綿密な実況見分並びに鑑識活動に伴う体制を整備するとともに、交通事故事件捜査の基本である実況見分等に係る教養を強化しているところであるが、関係所属にあつては、下記の措置を執り、引き続き緻密な交通事故事件捜査の推進に努められたい。なお、旧通達は、廃止する。

記

1 交通事故事件捜査統括官の任務

- (1) 死亡、重傷事故のうち、救護義務違反に係るもの、危険運転致死傷罪の適用が見込まれるもの、一方当事者の供述以外に証拠が得られないおそれがあるもの及び警察職員が一方当事者であるもの（以下「特定事故事件」という。）について、その捜査を統括する。
- (2) (1) 以外の交通事故事件で、当事者の言い分が食い違う事故等の事故原因の究明が困難なもの（以下「指導対象事故事件」という。）について、警察署等に対して指導を行う。

2 交通事故鑑識官の任務

- (1) 特定事故事件について、交通事故事件捜査統括官の命を受け、実況見分及び鑑識活動について、助言等を行う。
- (2) 交通専務員に対し、交通事故鑑定専科で得た知見の還元教養を行う。

3 特定事故事件の報告

特定事故事件及び指導対象事故事件が発生した場合には、発生地を管轄する警察署長及び高速道路交通警察隊長は、交通関係即報事案の報告要領の制定について（平成26年交指甲達第23号）により、報告先及び関連課を経由して本部長に即報すること。